

京都大学経済研究所規程

(平成十六年達示第四十号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学経済研究所（以下「経済研究所」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 経済研究所は、産業経済に関する総合研究を行うことを目的とする。

(所長)

第三条 経済研究所に、所長を置く。

2 所長は、経済研究所の専任の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 所長は、経済研究所の所務を掌理する。

(教授会)

第四条 経済研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(研究部門)

第五条 経済研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

経済情報解析研究部門

経済制度研究部門

公共政策研究部門

現代経済分析研究部門

(附属研究施設)

第六条 経済研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

金融工学研究センター

複雑系経済研究センター

2 附属の研究施設に長を置き、経済研究所の専任の教授をもって充てる。

3 附属の研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。

(研究科の教育への協力)

第七条 経済研究所は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

経済学研究科

情報学研究科

(事務組織)

第八条 経済研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、経済研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学経済研究所協議員会規程(昭和三十七年達示第十一号)

二 京都大学経済研究所長候補者選考規程(昭和三十八年達示第四号)